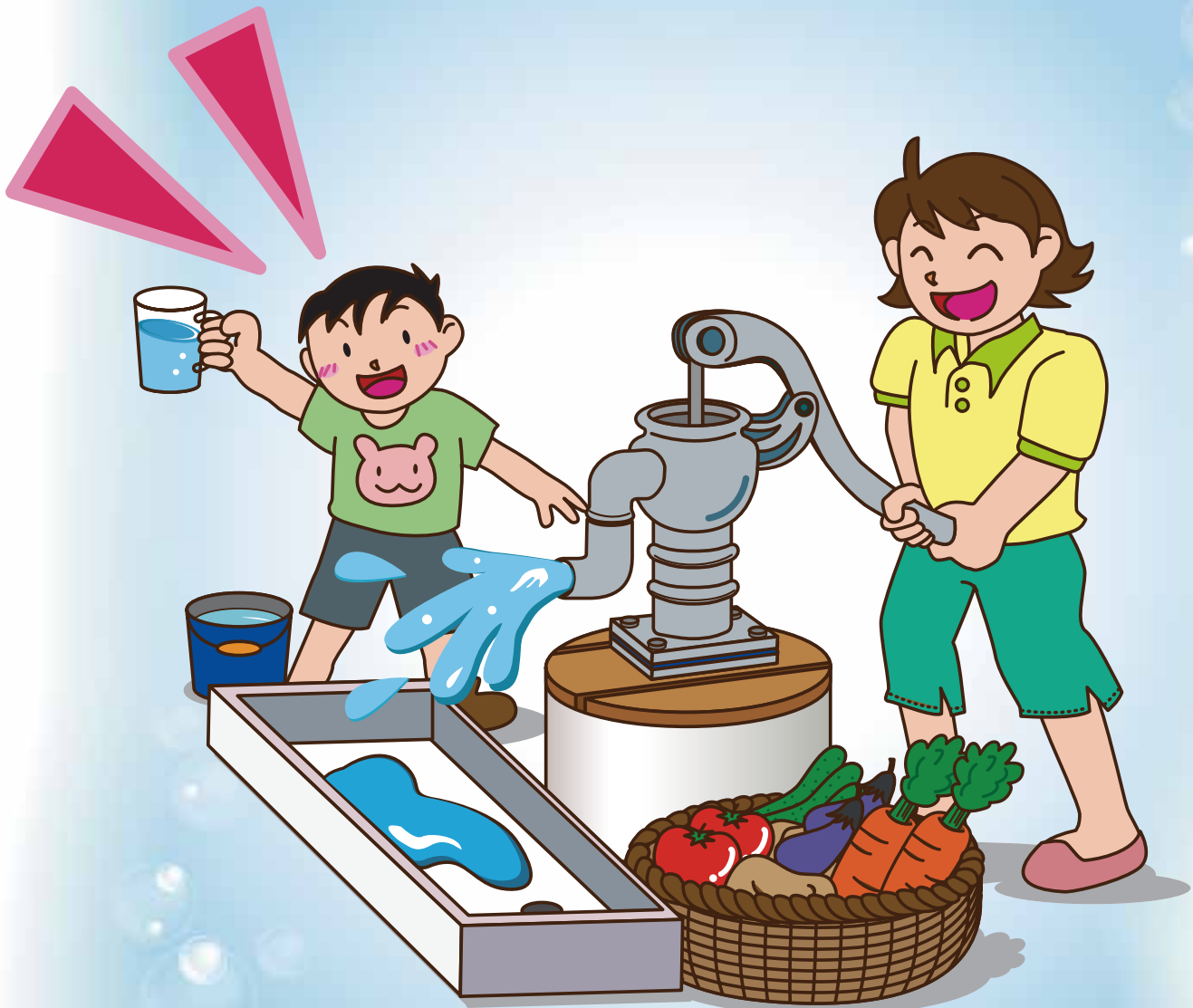


井戸水を 飲用する皆様へ



井戸水や湧水は、有害物質の地下浸透や井戸等の管理が不十分なことにより汚染されるおそれがあります。また、野生動物による細菌等の汚染も懸念されます。清潔で安全な水は、私たちの生活に欠くことができないものです。飲用井戸の衛生確保は、設置者自らが実施していただくこととなりますので、次のような点に気をつけて、適正な管理に努めてください。

2022.1

1

井戸を衛生的に管理してください。

- 井戸やその周辺は、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- 井戸やその周辺の点検を定期的に行い、井戸の周囲の清潔保持に努めましょう。
- 井戸を新たに設置したときは、水道法の水質基準全項目（51項目）の水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう。なお、塩素消毒を実施していない場合等は、消毒副生成物と臭気物質を省略することができます。



2

水質検査を実施してください。

- いつも水の色、濁りや味、におい等に注意しましょう。
- 定期の検査
定期的（年1回以上）に、水質検査を受けましょう。



定期の検査項目	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度
その他の検査項目	地域の特性や周辺地下水の状況等からトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤や、ヒ素などの検査を追加してください。

- 臨時の検査
異常があれば、飲用を中止し、必要な水質検査を行い、安全を確認しましょう。

水質検査は、水道法に基づく大臣登録水質検査機関や建築物衛生法に基づく登録水質検査機関で受けられます。

検査機関は、千葉県ホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/inryousui/inyouido.html>)で案内しております。また、健康福祉センター（保健所）でも案内しておりますので、ご相談ください。



水道の給水区域にお住まいの場合、飲用水は水道水を利用してください。

市町村等の水道事業者は、定期的に水質検査を行い水質基準に適合した安全な水道水を皆様のご家庭にお送りしています。

主な水質基準項目の解説

項目	基準	解説	主な対策
一般細菌	100集落数/ml以下	水の一般的清浄度を示す指標です。清浄な水には少なく、汚れている水ほど多い傾向にあります。これが著しく増加した場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。	塩素消毒 煮沸
大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸管内に存在し、検出された場合は病原生物や糞便に汚染されている疑いがあります。塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。下痢や腸炎を起こすことがあります。	塩素消毒 煮沸
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	窒素肥料、生活排水、腐敗した動植物などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。副腎等に影響があるとされています。なお、乳幼児へのメトヘモグロビン血症を防ぐ観点から、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の合計で、別に水質基準が定められています。	水源の変更 イオン交換 逆浸透
硝酸態窒素 及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	窒素肥料、生活排水、腐敗した動植物などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。多量に摂取すると、乳幼児にメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。なお、亜硝酸態窒素について副腎等への影響を考慮し、別に水質基準が定められています。	水源の変更 イオン交換 逆浸透
塩化物イオン	200mg/l以下	海水や岩石、動植物の体内等自然界に広く存在します。地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水の混入等により検出されることがあります。味覚の観点から水質基準値が定められています。	イオン交換 膜ろ過
有機物 (全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/l以下	水中に存在する有機物の炭素の総量のことです。水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。土壌に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。数値が高いと、渋みをつけることがあります。	水源の変更 生物処理 オゾン処理
pH値	5.8以上 8.6以下	水の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、中性はpH7で、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなり、小さくなるほど酸性が強くなります。水道施設の腐食等を防止する観点から水質基準が定められています。pH値が低い場合は管が錆びやすくなります。	藻類の除去 アルカリ剤、酸性剤 エアレーション
味	異常でないこと	水の味は、地質などの影響により水に溶存する物質の種類や濃度によって感じ方が変わります。また、海水や排水の混入、配管の腐食等に起因することもあります。	活性炭
臭気	異常でないこと	水の臭気は、地質の影響や藻類などの生物の繁殖、工場排水、下水の混入などのほか、配管の内面塗装剤などに起因することもあります。	活性炭
色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。色の原因は、主に、フミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や、鉄やマンガン等金属類です。 金属等によって水に色がつく場合の例： 赤い水-配管の錆や鉄が多い。 黒い水-地下水にマンガンが多い。 白い水-小さな空気の泡、配管から亜鉛の溶出。 青い水-配管から銅の溶出。	凝集沈殿ろ過 活性炭
濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。濁りの原因は、主に、配管内の錆や堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄さび、有機物質などです。	凝集沈殿ろ過 活性炭 中空糸膜
ヒ素及び その化合物	0.01mg/l以下	自然水中のヒ素は地質に由来していますが、鉱山廃水、工場排水等から混入することがあります。皮膚の角化、末梢神経症などを起こすことがあります。	水源の変更 凝集沈殿ろ過 イオン交換、逆浸透
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。中枢神経系障害を起こすことがあり、また発ガン性がある可能性があります。	水源の変更 煮沸 活性炭
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。嘔吐、腹痛、中枢神経系障害を起こすことがあり、また発ガン性がある可能性があります。	水源の変更 煮沸 活性炭

町村の区域においては、 健康福祉センター(保健所)に お問い合わせ下さい。

■飲用井戸に関するご相談は、最寄りの健康福祉センター(保健所)でお受けしています。

■井戸水による健康被害が疑われるときや、水質検査の結果、水道法の水質基準を超える汚染が判明したときは、ただちに健康福祉センター(保健所)に相談してください。



お問い合わせ先／健康福祉センター(保健所)一覧

健康福祉センター名	電話番号	住所	所管区域
印旛	043-483-1137	佐倉市鎚木仲田町8-1	酒々井町・栄町
香取	0478-52-9161	香取市佐原イ92-11	神崎町・多古町・東庄町
山武	0475-54-0611	東金市東金907-1	九十九里町・芝山町・横芝光町
長生	0475-22-5167	茂原市茂原1102-1	一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町
夷隅	0470-73-0145	勝浦市出水1224	大多喜町・御宿町
安房	0470-22-4511	館山市北条1093-1	鋸南町

市の区域においては、
各市担当課にお問い合わせください。



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

千葉県健康福祉部薬務課 電話 043-223-2618

<https://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/inryousui/index.html>